



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
12月22日
第168号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

生活保護法による医療担当機関の指定(健康福祉政策課).....	1
生活保護法による医療担当機関の廃止の届出(健康福祉政策課).....	1
都市計画法に基づく公聴会の開催(都市計画課).....	1

○ 公 告

公共測量実施公告(監理課).....	4
環境影響評価方法書の縦覧公告(都市計画課).....	4
環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告(都市計画課).....	5
一般競争入札の公告(下水道課).....	5

○ 教 育 委 員 会 告 示

令和3年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部の入学者の募集定員(特別支援教育課).....	8
---	---

告 示

滋賀県告示第549号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療担当機関として、次のものを指定した。

令和2年12月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人孔永会 歯科クリニック	医療法人孔永会 理事長 矢田孔太郎	蒲生郡竜王町小口1658-1	令和2.11.1

滋賀県告示第550号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき医療扶助のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和2年12月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	廃止年月日
歯科クリニック	矢田孔太郎	蒲生郡竜王町小口1658-1	令和2.10.31

滋賀県告示第551号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和2年12月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 日時 令和3年1月13日(水)午後5時から
- 2 場所 甲南公民館大会議室 甲賀市甲南町竜法師600
- 3 都市計画の案の概要
 - (1) 都市計画区域の範囲 甲賀市の一部
 - (2) 甲賀都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更
 - ア 都市計画の目標
 - イ 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針
 - ウ 主要な都市計画の方針
 - (3) 甲賀都市計画 区域区分の変更

市 町 名	市 街 化 区 域 の 面 積	
	変 更 前	変 更 後
甲 賀 市	約1,535ヘクタール	約1,540ヘクタール

- 4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。
 - (1) 書面を提出することのできる者 3(1)に示す市の区域内に住所を有する者
 - (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
 - (3) 書面の提出期間 令和2年12月22日(火)から令和3年1月6日(水)まで(滋賀県の休日等を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条に規定する県の休日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和3年1月6日(水)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。
なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。
 - (4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。
 - (5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所
滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県甲賀土木事務所管理調整課 〒528-8511 甲賀市水口町水口6200
甲賀市建設部都市計画課 〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地
- 5 その他 公聴会開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対応をとらせていただきます。
 - 当日は出席者の連絡先を確認させていただきます。
 - 公聴会への出席は以下に該当する方に限らせていただきます。
 - ・ 当日に発熱がない方
 - ・ 当日に咳症状がない方
 - ・ 濃厚接触者の経過観察期間に該当しない方
 - ・ マスクを着用している方
 - 会場の席には限りがありますので、先着順とします。満席の時は入場をお断りすることがあります。

滋賀県告示第552号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和2年12月22日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 日時 令和3年1月13日(水)午後6時30分から
- 2 場所 甲南公民館大会議室 甲賀市甲南町竜法師600
- 3 都市計画の案の概要
 - (1) 都市計画区域の範囲 甲賀市の一部
 - (2) 土山都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更
 - ア 都市計画の目標
 - イ 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針
 - ウ 主要な都市計画の方針
- 4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところによ

り書面を知事に提出しなければならない。

- (1) 書面を提出することのできる者 3(1)に示す市の区域内に住所を有する者
- (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
- (3) 書面の提出期間 令和2年12月22日(火)から令和3年1月6日(水)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条に規定する県の休日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和3年1月6日(水)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。

- (4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。

- (5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県甲賀土木事務所管理調整課 〒528-8511 甲賀市水口町水口6200

甲賀市建設部都市計画課 〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

- 5 その他 公聴会開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対応をとらせていただきます。

- 当日は出席者の連絡先を確認させていただきます。
- 公聴会への出席は以下に該当する方に限らせていただきます。
 - ・ 当日に発熱がない方
 - ・ 当日に咳症状がない方
 - ・ 濃厚接触者の経過観察期間に該当しない方
 - ・ マスクを着用している方
- 会場の席には限りがありますので、先着順とします。満席の時は入場をお断りすることがあります。

滋賀県告示第553号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和2年12月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 日時 令和3年1月13日(水)午後8時から
- 2 場所 甲南公民館大会議室 甲賀市甲南町竜法師600
- 3 都市計画の案の概要
 - (1) 都市計画区域の範囲 甲賀市の一部
 - (2) 信楽高原都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更
 - ア 都市計画の目標
 - イ 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針
 - ウ 主要な都市計画の方針
- 4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。
 - (1) 書面を提出することのできる者 3(1)に示す市の区域内に住所を有する者
 - (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
 - (3) 書面の提出期間 令和2年12月22日(火)から令和3年1月6日(水)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条に規定する県の休日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和3年1月6日(水)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。
- (4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。
- (5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所
滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県甲賀土木事務所管理調整課 〒528-8511 甲賀市水口町水口6200
甲賀市建設部都市計画課 〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

- 5 その他 公聴会開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対応をとらせていただきます。
- 当日は出席者の連絡先を確認させていただきます。
 - 公聴会への出席は以下に該当する方に限らせていただきます。
 - ・ 当日に発熱がない方
 - ・ 当日に咳症状がない方
 - ・ 濃厚接触者の経過観察期間に該当しない方
 - ・ マスクを着用している方
 - 会場の席には限りがありますので、先着順とします。満席の時は入場をお断りすることがあります。

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、地形測量、路線測量)
- 2 作業の地域 東近江市上平木町
- 3 作業の期間 令和2年12月1日から令和3年3月31日まで

環境影響評価方法書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例施行規則(平成10年滋賀県規則第75号)第46条第1項の規定により読み替えて適用される滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価方法書を作成し、滋賀県知事、大津市長および高島市長に送付しましたので、同規則第46条第1項の規定により読み替えて適用される同条例第7条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価方法書および要約書を縦覧に供します。

令和2年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 条例第35条の2第1項に規定する都市計画決定権者の名称 滋賀県
- 2 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 溝口宏樹 大阪府大阪府中央区大手前一丁目5番44号
- 3 都市計画対象事業の名称等
 - (1) 名称 国道161号小松拡幅13工区
 - (2) 種類 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に規定する特別地域における道路の改築
 - (3) 規模 延長約4.6km、4車線道路
- 4 都市計画対象事業が実施されるべき区域 大津市および高島市
- 5 都市計画対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域の範囲 大津市および高島市
- 6 環境影響評価方法書および要約書の縦覧場所
国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所計画課(大津市竜が丘4番5号)
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)
滋賀県高島環境事務所(高島市今津町今津1758)
大津市建設部広域事業課(大津市御陵町3番1号)
大津市小松支所(大津市北小松565)
高島市都市整備部土木課(高島市新旭町北畑565番地)
高島市高島支所(高島市勝野215)
なお、令和2年12月22日から令和3年1月27日までの間、滋賀県のホームページ(<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/> 「国道161号小松拡幅13工区の環境影響評価方法書等の縦覧について」)でも御覧いただけます。
- 7 環境影響評価方法書および要約書の縦覧の期間および時間 令和2年12月22日から令和3年1月27日までの各縦

覧場所における執務時間内

8 意見書の提出

- (1) 当該環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見を(2)の方法により提出することができます。
- (2) 意見書の提出方法 令和2年12月22日から令和3年2月10日までの間に滋賀県土木交通部都市計画課都市計画係(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)宛てに意見書を郵送(必着)または持参、もしくは電子メール(ha0603@pref.shiga.lg.jp)により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、6に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、滋賀県のホームページ(<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/>「国道161号小松拡幅13工区の環境影響評価方法書等の縦覧について」)からダウンロードできます。

9 この公告で示した事項に係る問合せ先

環境影響評価方法書および要約書の縦覧に関すること 滋賀県土木交通部都市計画課 電話 077-528-4182
担当 稲葉、古澤

都市計画対象道路事業に関すること 滋賀県土木交通部道路整備課 電話 077-528-4142 担当 松延、鎌田

環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告

滋賀県環境影響評価条例施行規則(平成10年滋賀県規則第75号)第46条第1項の規定により読み替えて適用される滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。)第7条の2第1項の規定に基づき、国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価方法書について説明会を開催しますので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和2年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 条例第35条の2第1項に規定する都市計画決定権者の名称 滋賀県
- 2 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 溝口宏樹 大阪府大阪府中央区大手前一丁目5番44号
- 3 都市計画対象事業の名称等
 - (1) 名称 国道161号小松拡幅13工区
 - (2) 種類 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に規定する特別地域における道路の改築
 - (3) 規模 延長約4.6km、4車線道路
- 4 都市計画対象事業が実施されるべき区域 大津市および高島市
- 5 都市計画対象事業に係る環境影響を実施しようとする地域の範囲 大津市および高島市
- 6 説明会を開催する日時および場所
令和3年1月15日(金) 大津市木戸支所(大津市木戸58)
令和3年1月16日(土) 高島公民館(アイリッシュパーク)小ホール(高島市勝野670)
※ 開催時間について、1月15日(金)は19時から20時30分まで、1月16日(土)は14時から15時30分までとします。
※ 開催30分前から受付を開始します。
※ 事前申込みは不要です。
※ 説明会開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対応をとらせていただきます。
 - 当日は出席者の連絡先を確認させていただきます。
 - 説明会への出席は以下に該当する方に限らせていただきます。
 - ・ 当日に発熱がない方
 - ・ 当日に咳症状がない方
 - ・ 濃厚接触者の経過観察期間に該当しない方
 - ・ マスクを着用している方
 - 会場の定員を超えた段階で、出席をお断りさせていただきます。(会場の定員とは、1m以上席間隔をとった場合の定員です。)
- 7 この公告で示した事項に係る問合せ先 滋賀県土木交通部道路整備課 電話 077-528-4142 担当 松延、鎌田

一般競争入札の公告

令和3年度における琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターばいじん収集運搬業務および処分業務の委託契約につ

いて、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 令和3年度琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センターばいじん収集運搬業務および処分業務 一式
- (2) 委託業務の内容等 湖南中部浄化センターにおけるばいじん収集運搬業務および処分業務。詳細は、入札説明書別冊仕様書による。
- (3) 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター(草津市矢橋町字帛帆2108番地)

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目の希望順位が第1位、第2位または第3位のいずれかに登録されている者であること。

営業種目(大分類:役務 中分類:廃棄物処理 小分類:産業廃棄物収集運搬または産業廃棄物処分)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

(5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者

(6) その他入札に参加する者に必要な資格

- ア 公告日前5年間に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく行政処分(許可の取消し、事業の停止命令および措置命令に限る。)を受けていないこと。
- イ 廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。
- ウ 契約締結時において、廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる欠格事項に該当しないこと。
- エ 廃棄物処理法第14条第1項および第6項の規定に基づき産業廃棄物(品目:ばいじんおよび燃え殻)の収集運搬業務および処分業務について必要な許可を取得している者であって、当該業務を適正かつ安定的に実施できる体制を有しているものであること。
- オ 業務を提携して収集運搬業務および処分業務を行おうとする入札参加者は、業務を提携する者全員が(1)から(5)までおよびアからウまでに掲げる資格を有しているとともに、担当する業務に応じてエに掲げる資格を有していること。ただし、一つの業務提携において収集運搬業務を担当する者の数および処分業務を担当する者の数は各1者とするが、産業廃棄物の排出場所から処分業務を担当する者の事業場との間を複数の区間に区切って収集運搬業務を実施する場合については、収集運搬業務を担当する者の数は区間ごとに1者とする。また、入札参加者は、この入札において複数の業務提携に加わることはできないものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書

ウ 廃棄物処理法の規定による産業廃棄物の収集運搬業務および処分業務の許可書の写し

エ 電子マニフェスト加入書の写し

オ 業務提携による入札参加者を確認するための書類

カ 産業廃棄物税に係る資料および誓約書

(2) 提出期間 令和2年12月22日(火)から令和3年1月14日(木)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 提出場所 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213
郵送も可とする(書留郵便に限る。)

(4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和3年1月27日(水)までに制限付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。

(5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和3年2月2日(火)までに郵送または持参で3(3)に示す場所へ提出した場合に限り、説明を求めることができる(FAXおよび電子メールによるものは、受け付けない。)

なお、説明を求められた場合は、令和3年2月8日(月)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 入札執行の日時、場所等

(1) 入札参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213

(2) 契約条項を示す期間 令和2年12月22日(火)から令和3年2月15日(月)まで(休日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/>)からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。

(4) 入札説明会の日時および場所 行わない。

(5) 入札および開札の日時および場所 令和3年2月16日(火)10時 滋賀県大津合同庁舎7階7-B会議室 大津市松本一丁目2番1号

(6) 郵便(書留郵便に限る。)による入札書の受領期限

ア 提出先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

イ 受領期限 令和3年2月15日(月)16時までにアに示す場所に到着したものに限り受け付ける。

6 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された落札者決定比較金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札書への記載方法の詳細は入札説明書別添「産業廃棄物税の取扱いについて」によること。なお、落札者の決定の判断には入札書の落札者決定比較金額の記載金額を用いるが、落札額は入札単価に応じて決定することに注意すること。

(3) 業務を提携して収集運搬業務および処分業務を行おうとする入札参加者は、入札参加者のうち当該業務提携を代表する者が入札書を提出するものとする。

7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

8 契約書の作成の要否 要

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法 滋賀県が入札参加資格があると認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- 11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。
- 12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 13 その他必要事項
 - (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
 - (6) その他詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 - (1) Nature of the service to be purchased : Commissioned service for collection and treatment of sewage plant ash as cement resources, or landfill disposal of sewage plant ash at Konan-Chubu Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System
 - (2) Application submission deadline : 16 : 00, January 14, 2021
 - (3) Bid submission deadline : 10 : 00, February 16, 2021 (Deadline for bid submitted by mail : 16 : 00, February 15, 2021)
 - (4) For further information, please contact : Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 4213

教 育 委 員 会 告 示

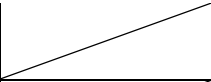
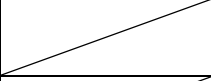
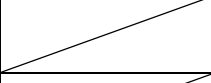
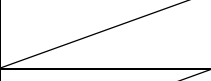

滋賀県教育委員会告示第9号

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則(昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号)第3条の規定に基づき、令和3年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部の入学者の募集定員を次のとおり定める。

令和2年12月22日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

学 校 名	幼 稚 部	高 等 部	
		普 通 科	3 人
滋 賀 県 立 盲 学 校	若 干 名	普 通 科	3 人
		保 健 理 療 科	9 人
		専 攻 科 保 健 理 療 科	9 人
		専 攻 科 理 療 科	
滋 賀 県 立 聾 話 学 校	若 干 名	普 通 科	3 人
		情 報 印 刷 科	3 人
		産 業 技 術 科	
滋 賀 県 立 北 大 津 養 護 学 校		普 通 科	知的障害教育 24人
			肢体不自由教育 3人
滋 賀 県 立 鳥 居 本 養 護 学 校		普 通 科	病 弱 教 育 3 人
滋 賀 県 立 長 浜 養 護 学 校		普 通 科	知的障害教育 21人
			肢体不自由教育 6 人
滋 賀 県 立 草 津 養 護 学 校		普 通 科	知的障害教育 39人
			肢体不自由教育 3 人

滋賀県立野洲養護学校		普通科	知的障害教育	36人
			肢体不自由教育	6人
滋賀県立三雲養護学校		普通科	知的障害教育	21人
			肢体不自由教育	6人
滋賀県立新旭養護学校		普通科	知的障害教育	3人
			肢体不自由教育	3人
滋賀県立八日市養護学校		普通科	知的障害教育	24人
			肢体不自由教育	3人
滋賀県立甲良養護学校		普通科	知的障害教育	15人
			肢体不自由教育	3人

注1 滋賀県立長浜養護学校高等部普通科の募集定員には、令和3年度滋賀県立特別支援学校高等部分教室入学者選考要項(令和2年滋賀県教育委員会告示第7号。以下「要項」という。)に定める伊吹分教室普通科の募集定員は含まない。

2 滋賀県立三雲養護学校高等部普通科の募集定員には、要項に定める石部分教室普通科の募集定員は含まない。

